

目次

食品規格・基準／清涼飲料水

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／清涼飲料水

炭酸飲料（炭酸水）

炭酸水（非アルコール飲料）とは、圧力下で炭酸ガスを飽和させ、瓶または缶に詰められた、1種類またはそれ以上の原材料を混ぜることによって作られる飲料である。

●以下の原材料を当該製品に添加することができる。

砂糖、ブドウ糖液、ブドウ糖一水和物、転化糖、果糖、蜂蜜、果実および野菜抽出物。認可された香料、着色料、保存料、乳化剤、安定剤、クエン酸、フマル酸、ソルビトール、酒石酸、リン酸、乳酸、アスコルビン酸、リンゴ酸。グアー、カラヤ、アラビア、イナゴマメ、ファーセララン、トラガカント、ガティガムなどの食用ゴム。ゼラチン、アルブミン、リコリス、その派生物、カルシウム塩、マグネシウム塩、ビタミン。

●次の基準に従うこと

- 次の添加物は下記の量を超えてはならない

カフェイン	200 mg / ℓ 以下
エステルゴム（ウッドロジンのグリセロールエステル）	100 mg / ℓ 以下
硫酸キニーネであるキニーネ塩	100 mg / ℓ 以下
サッカリンナトリウム	100 mg / ℓ 以下
または アセスルファムカリウム	300 mg / ℓ 以下
または メチルエステルであるアスパルテーム	700 mg / ℓ 以下
または スクラロース	300 mg / ℓ 以下

- 微生物が検出されてはならない、または下記の数値を超えてはならない

平板培養法総菌数一般菌数	50 以下
大腸菌群数 / 100 ml	陰性
酵母数およびカビ数 / ml	2以下

- 炭酸飽和：炭酸水は炭酸飽和を条件とし、飲料の種類に応じて適切な温度条件下で炭酸ガスが最低1ガスボリウム以上であること。
 - 製品に砂糖が添加された場合は、その量を表示しなければならない。また、砂糖が添加されていなくても表示しなければならない。当該製品がリサイクルボトルに包装される場合、砂糖の添加の有無に関する情報はキャップに表示することができる。
 - 上記のように生産された炭酸飲料は、食品規定のとおり全情報を表示しなければならない。保存料については食品規定付表11に記載の要件に従うこと。また、ここに示された要件に加えて、当該製品は飲用水の品質基準も満たさなければならない。

果実飲料

果実飲料とは、生鮮かつ衛生的で熟した果実を使用した未発酵および非濃縮の搾汁であり、以下を含む場合と含まない場合がある。

- 砂糖、デキストロース、転化糖、ブドウ糖液、これらの単独または併用での使用
- 水、果皮油、果実エキスおよび香料、食塩、アスコルビン酸、クエン酸、認可着色料および保存料
- 最終製品のクエン酸測定値は、純正オレンジ(?) 果汁で4%以上、純正レモン果汁で5%以上でなければならないが、その他の果実飲料の場合は3.5%を超えてはならない。
- 屈折計により測定された可溶性固形分（添加された砂糖を除く）は、その果実飲料ごとに下記の量以上でなければならない：

(1)オレンジ	10.5%（重量パーセント）
(2)レモン	7.5%（重量パーセント）
(3)パイナップル	10.0%（重量パーセント）

- 飲料を容器に充填する際は総容量の90%以上入れること。